

資料2 令和7年度保育料徴収金額表

- 1 保育料は、児童の属する世帯の扶養義務者の市町村民税の課税状況により決定します。
- 2 認定こども園及び保育所に在籍している間は、保育所を欠席した場合でも保育料の日割り計算等はいたしません。
- 3 保育料は、月の途中入退所の場合、徴収金額にその月の在籍日数（在籍日数が25日を超えるときは25日とします。）を25日で除して得た率を乗じて算出した額となります。（10円未満端数切捨）
- 4 修正申告や結婚・離婚などで世帯の税額が変更になった場合は、こども課保育係（電話：0155-54-6621）までご連絡ください。

【年齢は4/1現在】

階層区分		徴収金額（月額）			
		保育標準時間利用		保育短時間利用	
		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
第3-1階層	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	9,000円 (2,000円)	0円	8,500円 (2,000円)	0円
第3-2階層	市町村民税課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満 72,000円未満	13,600円 (2,000円)	0円	13,100円 (2,000円)
第4-1階層		48,600円以上 72,000円未満	19,100円 (2,000円)	0円	18,600円 (2,000円)
第4-2階層		72,000円以上 84,000円未満	21,600円 (2,000円)	0円	21,100円 (2,000円)
第4-3階層		84,000円以上 97,000円未満	25,500円	0円	25,000円
第5-1階層		97,000円以上 135,000円未満	30,200円	0円	29,700円
第5-2階層		135,000円以上 152,000円未満	34,000円	0円	33,500円
第5-3階層		152,000円以上 169,000円未満	37,800円	0円	37,300円
第6階層		169,000円以上 301,000円未満	51,800円	0円	51,300円
第7階層		301,000円以上 397,000円未満	60,000円	0円	59,500円
第8階層		397,000円以上	62,400円	0円	61,900円

※1 市町村民税所得割額は、定額減税後の額を用います。また、住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除等は含みません。

※2 未婚の母子・父子家庭は、寡婦控除の適用をしたものとみなして計算した市町村民税所得割額で保育料を算定します。

※3 第3階層から第4-2階層の一部（市町村民税所得割額 77,100円以下の世帯）の括弧内の金額は、母子・父子家庭の世帯、障がい者（児）のいる世帯の保育料です。

○ 保育料の算定に関する補足事項

お子さんの区分	徴収金額
第1子となるお子さん	上記徴収金額表に定める額
第2子となるお子さん	徴収金額表×0.5
第3子となるお子さん	0円

（注）10円未満の端数は切り捨てます。

※4 第3階層から第5-3階層に属する世帯のお子さんの人数は、特定被監護者等のうち最年長のお子さんから順に数え、2人目以降のお子さんの保育料が無料となります。

※5 第6階層以上に属する世帯のお子さんの人数は、認定こども園、保育所、幼稚園等に入所している児童（就学前児童）を数え、上記表のとおりの徴収金額となります。